平成２５年（フ）第１２９号
兵庫県加古川市平岡町高畑176番地の41
債務者　曽我昭子こと　黄　　玉順
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１５２号
兵庫県加古郡播磨町南野添３町目９番11号サニーハイツ203号室
債務者　平野　義幸
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１６４号
兵庫県姫路市田寺５丁目３番60―102号クラウンハイツジュエル
債務者　五島　梨沙
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７５号
奈良県大和郡山市西田中町380番地15
債務者　秋口としみ
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
鳥取県境港市誠道町2083番地　さかい幸朋苑、旧住所鳥取県境港市外江町3018番地７
債務者　松本　英寿
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２０９号
広島市佐伯区五日市中央５丁目20番16―106号
債務者　窪田　雅弘
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１０号
広島市佐伯区五日市中央５丁目20番16―106号
債務者　窪田須美枝
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
山口県萩市大字山田5153番地65　玉江浦団地58―13号
債務者　森田　健治
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第５６号
福岡県久留米市宮ノ陣町若松2260番地２
債務者　古賀美佐枝
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５７号
福岡県小郡市稲吉1356番地２　403号室
債務者　柳原　幹雄
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２０１号
北九州市小倉北区三萩野１丁目５番49号
債務者　加藤　明博
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２１２号
北九州市小倉南区上吉田３丁目２番42―205号
債務者　佐々木由佳
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３３号
大分県別府市大字北石垣1137番地の１　小林コーポラス102号
債務者　尾平　　渚
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４１号
大分市大字三佐2122番地の９
債務者　野上　謙一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
新潟市西区五十嵐３の町東16番７号　砂山ハイツ２号
債務者　松本　和久
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
三重県伊賀市上神戸4353番地の98
債務者　辻江由美子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５１号
三重県四日市市笹川８丁目68番地13
債務者　后藤　幸憲
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
三重県三重郡川越町大字豊田505番地１
債務者　相馬　勝行
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係